

沖縄 I C T 観光コンソーシアム 規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本コンソーシアムの名称は、「沖縄 I C T 観光コンソーシアム」とする。(英文名 : Okinawa ICT Tourism Consortium)
(略称 : OITC)

(ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称である)

第 2 条 (目的)

本コンソーシアムは、沖縄県の主要産業である観光業のさらなる発展の為に各種調査分析を行うとともに、I C T 技術を使い観光業の諸問題の解決を図り、なおかつ新たな観光の為に統合プラットフォームの構築を提案して県内に実装していくことで、沖縄観光の持続的な発展と県内 I C T 技術及び産業振興・経済発展に貢献していき、中長期的な県全体の発展を目的として活動する。

第 3 条 (活動)

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 沖縄における新たな観光像のコンセプトの検討と提案・普及・啓蒙活動
- (2) 上記観光像を実現するための技術、ハードウェア、プラットフォーム、サービス、コンテンツ等の企画提案・設計・研究開発・事業活動
- (3) 高度 I C T 技術・スキルの県内の企業・住民等への普及とリテラシー向上のための活動
- (4) 沖縄観光における諸問題の分析・調査
- (5) その他本コンソーシアムの目的達成のために必要な活動

第 4 条 (運営事務局)

1. 本コンソーシアムは、運営事務局をおく。
2. 運営事務局は、入会／退会申し込みの受付や、会員への諸連絡など、本コンソーシアムの運営に関わる事務を行う。
3. 運営事務局は、株式会社インタラクティブラボラトリー沖縄（沖縄県うるま市）内におく。

第 2 章 会員

第 5 条 (会員種別)

本コンソーシアムは、理事会員、正会員、および賛助会員で構成される。

理事会員 : 理事会員は、理事会に参画し、本コンソーシアムを主体的に運営する責めを負う事業法人とする。

正会員 : 正会員は、ワーキンググループ、およびプロジェクトに参加でき、本コンソーシアムの活動に参加する事

業法人とする。

賛助会員： 賛助会員は、本コンソーシアムの目的および活動に賛同し、その成果などの情報の取得を目的とする公益法人、産業団体、それらに準ずる団体および学識経験者などの個人で、理事会の議決による承認を得た者とする。

第6条（構成員）

正会員は、本コンソーシアムの活動に積極的に協力する意欲のある法人の内、所定の入会手続き（正会員申し込み手続き）を行い、理事会によって入会を承認された者とする。理事会員は、正会員のうち、第12条（理事会）2項および3項に従って選出された者とする。

（以下、理事会員および正会員をあわせて「構成員」という。）

第7条（構成員、賛助会員の権利および義務）

構成員は、本コンソーシアムの総会において、それぞれ一票の議決権を有し、その議決権を行使することができ、また各ワーキンググループ、および各プロジェクトの活動に参加することができる。

1. 構成員、賛助会員は、第9条（年会費）に定めた所定の年会費を納めなければならない。
2. 構成員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。
3. 賛助会員は、理事会の定める条件にしたがい、本コンソーシアムの各プロジェクトの活動への参加ができ、また本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。但し、議決権は有しない。
4. 構成員、および賛助会員は、本規約、総会、理事会の決定を遵守しなければならない。

第8条（成果と知的財産権および機密保持）

1. 本コンソーシアムの成果は、構成員、賛助会員、非会員に関わらず、広く公開されることを原則とする。
2. 本コンソーシアムの活動により得られた成果の認定と公開は、理事会の承認による。
3. 本コンソーシアムの成果に係る知的財産権の取り扱いについては、その都度、その成果に貢献した構成員、賛助会員が事前協議の上決定し、理事会に通知する。
4. 前項以外の知的財産権の取り扱いについては、本コンソーシアムは関与しない。
5. 本コンソーシアムの活動において構成員、賛助会員が提供・開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、別途締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。
6. 本コンソーシアムの活動により得られた成果を利用する場合は、利用者の責任において利用するものとし、成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、本コンソーシアムは責任を負わない。

第9条（年会費）

1. 本コンソーシアムの運営および活動に要する経費を負担するため、構成員は、本コンソーシアムに年会費を納入する。
2. 理事会員の年会費は**0円（暫定）**とし、正会員の年会費は**0円（暫定）**とする。
3. 賛助会員の年会費は**0円（暫定）**とする。

4. 年会費の納入は年1回とし、活動年度毎に前年度3月末日までに納入するものとする。
5. 活動年度の途中に本コンソーシアムに入会した構成員、賛助会員は、入会后1ヶ月以内に年会費全額を支払うものとする。
6. 本コンソーシアムは、如何なる場合においても、受領した年会費を返還する義務を負わないものとする。

第10条（退会）

構成員、および賛助会員は、退会しようとするとき、事前に書面をもって運営事務局に届け出なければならない。構成員、および賛助会員が解散または破産したときは、退会したものとみなす。但し、会員が吸収、合併等による事由で解散する場合には、理事会の議決を得た場合のみ、本規約に基づく権利および義務は新法人に移転される。

第11条（除名）

1. 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て、これを除名できる。
 - (ア) 年会費を納入期日までに納入せず、さらに2カ月以上納入しないとき。
 - (イ) 本コンソーシアムの名誉を棄損、または本コンソーシアムの目的に著しく反する行為をしたとき。
 - (ウ) 第7条（構成員、賛助会員の権利および義務）の不履行および第8条（機密保持義務）5項の但し書きに反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第2章 理事会

第12条（理事会）

1. 本コンソーシアムに理事会を置く。
2. 理事会は第13条に定める会長および副会長ならびに理事会員で構成される。本コンソーシアム設立時の理事会員は、株式会社日立ソリューションズ、株式会社ジーエヌエー、株式会社レキサス、有限会社エムジーウェア、株式会社インタラクティブラボラトリー、株式会社インタラクティブラボラトリー沖縄とする。
3. 前項以外の理事会員は、理事会の議決による賛成をもって新たに選出することができる。
4. 理事会は、本規約に定めるものの他、総会の議決した事項を執行し、総会に付議すべき事項を審議し、その他総会の議決を要しない重要事項を議決する。
5. 理事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
6. 理事会の開催は、電子メール等の電子的手段にて代用することができるものとする。
7. 会長が必要と認めたとき、または理事会員の3分の1以上から請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
8. 会長が必要と認めた者は、理事会に出席できる。
9. 理事会は必要と認める事項については、各ワーキンググループ、あるいは各プロジェクトでの検討を要請すること

ができる。

第13条（会長、副会長、監査役）

1. 本コンソーシアムに会長1名、副会長を若干名、監査役1名を置く。
2. 理事会は、本コンソーシアムの会長および監査役を、理事会員の中から各1名選任する。
3. 会長は、必要に応じて副会長若干名を指名することができる。理事会はかかる指名に基づき、副会長を選任するものとする。
4. 会長、副会長および監査役（以下、「役員」という）は、本条の定めに従い、理事会の議決により選任され、総会によって承認されるものとする。
5. 役員はそれぞれ異なる理事会員の会員より選任されるものとする。
6. 会長および副会長は、他の職務との兼任を妨げない。

第14条（役員の仕事）

1. 会長は、本コンソーシアムを代表して理事会・総会を主宰し、本コンソーシアムの活動を執行する。
2. 監査役は、本コンソーシアムの収支を監査し、総会にて報告する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時に会長の業務を代行する。

第15条（定足数）

1. 理事会は、理事会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 第12条（理事会）6項に基づいた理事会についても、前項の条件に準ずる。

第16条（議決）

1. 理事会の議事は、出席した理事会員の過半数の賛成でこれを決し、賛否同数のときは否決と見なす。
2. 第12条（理事会）6項に基づいた理事会についても、前項の条件に準ずる。

第17条（議決権）

理事会の議決権は、一理事会員につき一票とする。

第18条（議事録）

理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成し、活動期間内は運営事務局にてこれを保管するものとする。

- （1） 会議の日時および場所。
- （2） 会議に出席した理事会員の数、ならびに出席者名および会員代表者氏名。
- （3） 議決事項。
- （4） 議事の経過概要。

第19条（報酬）

役員はそれぞれ無報酬とする。

第20条（任期）

1. 役員の任期は、活動期間終了後の通常総会までとする。但し、再任は妨げない。
2. 交代、補欠または増員により就任した役員の任期は、前項本文の規定に関わらず、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第21条（解任）

1. 役員が次の各号の一に該当する場合は、第16条（議決）の規定によらず、理事会員の過半数の賛成を得て、当該役員を解任することができる。
 - （1）心身の故障や転職など、職務を執行することができないと認められるとき。
 - （2）職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、第11条（除名）2項の規定を準用する。

第4章 総会

第22条（種別）

総会は、第13条に定める会長、副会長および監査役ならびに構成員によって構成され、通常総会および臨時総会とする。

第23条（通常総会）

1. 通常総会は、毎年1回、活動年度終了後75日以内に開催する。
2. 通常総会の開催は、書面又は電子メール等の電子的手段にて代用することができるものとする。
3. 理事会は、総会に対し、本コンソーシアムの前年度における活動状況および予算の執行について報告し、当年の活動計画および予算案の議決による承認を受けるものとする。
4. 次の事項は、理事会が総会に提案し、総会で議決を得たときに成立する。
 - （1）本規約の変更
 - （2）本コンソーシアムの継続
 - （3）本コンソーシアムの解散および残余資産の処分
 - （4）その他、理事会が重要と認める事項

第24条（臨時総会）

臨時総会は、次に掲げる場合に開催し、書面又は電子メール等の電子的手段にて代用することができるものとする。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 構成員数の5分の1以上の構成員から、開催の目的たる事項を示して請求があったとき。

第25条（議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。会長は必要に応じて構成員より議長を選任できるものとする。

第26条（定足数）

総会は、構成員数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第27条（議決）

総会の議事は、出席構成員の過半数の賛成でこれを決し、賛否同数のときは、否決と見なす。

第28条（議決権）

総会の議決権は、一構成員につき一票とする。

第29条（議事録）

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成し、活動期間内は運営事務局にてこれを保管するものとする。

- (1) 会議の日時および場所。
- (2) 構成員の現在数。
- (3) 会議に出席した構成員の数、ならびに構成員名および会員代表者氏名。
- (4) 議決事項。
- (5) 議事の経過概要。

第5章 ワーキンググループとプロジェクト

第30条（ワーキンググループとプロジェクト）

1. 調査、教育等事業化を目的としない活動をワーキンググループ（WG と略記）とし、実システム製品製造、事業化を目的とする活動をプロジェクト（PJ と略記）とする。
2. 本コンソーシアムは、ワーキンググループとプロジェクトを設立し、活動を遂行する。

第31条（ワーキンググループ活動、プロジェクト活動への参画）

1. 構成員および賛助会員は、第7条（構成員、賛助会員の権利および義務）に基づき、ワーキンググループ活動、およびプロジェクト活動に参画できる。
2. 構成員が複数のワーキンググループ、あるいは複数のプロジェクトに参画することは妨げない。

第32条（ワーキンググループ、プロジェクトの新設）

ワーキンググループやプロジェクトの新設は、希望する構成員がワーキンググループ活動、プロジェクト活動の目的を示して会長に新設を請求し、理事会の議決による承認をもって発足される。

第33条（ワーキンググループリーダーとプロジェクトリーダー）

1. 各ワーキンググループ、または各プロジェクトには、リーダーを置く。
2. ワーキンググループリーダー、およびプロジェクトリーダーは、会長が各ワーキンググループ、または各プロジェクトに参画する構成員の中から各1名選定し、理事会の議決により選任される。
3. 各ワーキンググループのリーダー、または各プロジェクトのプロジェクトリーダーは、それぞれ異なる構成員より選任されるものとする。

第6章 資産および会計

第34条（資産の構成）

本コンソーシアムの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1） 会費。
- （2） 設立後、寄付を受けた財産。
- （3） 資産から生じる収入。
- （4） 活動に伴う収入や知財。
- （5） その他の収入。

第35条（資産管理）

本コンソーシアムの資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。但し、資産の内、その用途または管理方法について指定して寄付されたものについては、その指定に従わなければならない。

第36条（経費の支弁）

本コンソーシアムの経費は、資産をもって支弁する。

第37条（活動計画および収支予算）

本コンソーシアムの活動計画書、収支予算は、会長が毎活動年度開始前に作成し、理事会の議決を得た後、当該活動年度に開催される最初の総会の議決を得なければならない。

第38条（活動報告および収支決算）

本コンソーシアムの活動報告書、収支決算および財産目録は、会長が活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、監査役の監査を経て、理事会の議決を得た後、当該活動年度終了後75日以内に開催される通常総会の議決を得なければならない。

第39条（特別会計）

本コンソーシアムは、活動の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

第40条（剰余金の処分）

本コンソーシアムの収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得て、その全部または一部を翌活動年度に繰り越し、または積み立てることができる。

第41条（活動年度）

本コンソーシアムの活動年度は、毎年4月1日に始まり同年の3月31日に終わる。

但し、初年度は、設立総会の開催日を起点とする。

第7章 規約の変更、活動期間および継続、解散

第42条（規約の変更）

本規約は、第23条（通常総会）3項に基づき、総会の議決を得た場合変更できる。

第43条（活動期間および継続）

本コンソーシアムの活動期間は、2年とする。但し、第23条（通常総会）3項に基づき、総会の議決を得て継続することができる。

第44条（解散）

本コンソーシアムは、第2条に示した本コンソーシアムの目的を果たしたとき、第23条（通常総会）3項に基づき、総会の議決を得て解散することができる。

第45条（残余資産の処分）

1. 本コンソーシアムの解散の場合、残余資産は前条に示した手続きの後、本コンソーシアムと類似の目的を持つ他の法人または団体に寄付するものとする。
2. 前項の内容は、第12条（理事会）4項に基づき、理事会の議決を得て決定するものとする。

第8章 補足

第46条（実施細則）

本規約の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第47条（準拠法）

本規約は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

以上

2011年5月18日 作成